

「ララ」の記憶—戦後保育所に送られた救援物資と脱脂粉乳

岩崎 美智子

Memories of "LARA" — Relief and Skimmed Milk Sent to
Day-Care Centers After World War II

Michiko IWASAKI

はじめに

1946年4月、アメリカ政府の対日救済政策とは無関係に、全米の各種宗教団体を中心とする海外事業運営篤志団アメリカ協議会 (American Council Voluntary Agencies Work Abroad) が日本・朝鮮及び沖縄の救援事業を行うために特別委員会を設置した。終戦直後の混乱した日本などに、各民間団体が無秩序に救援物資を送ることは不公平や紛失などが予想されたからである。宗教・階層・政治信条に関わりなく最も公平・効率的、迅速に救援をおこなうために、特にアメリカ大統領が当該団体を公認し、対日援助物資の窓口を一本化した。その団体こそが「ララ」であった¹⁾。「ララ (LARA)」とは、「アジア救援公認団体 (Licensed Agencies for Relief in Asia)」の頭文字をとった略称であり、この団体から日本に送られた救援物資は「ララ物資」と呼ばれた。

戦後間もない昭和20年代から30年代の保育所の生活について当時を知る人から話を聞くと、必ずといっていいほど話題にのぼるのが子どもたちの食事、なかでも脱脂粉乳のことである。それらは、その特有のにおいと味のせいもあって強烈な印象を残しており、人びとの当時の生活の思い出とともに語られる。本稿の目的は、戦後の一定期間保育所に配給された脱脂粉乳に代表される救援物資について、当時の社会状況と児童福祉政策を検討しながら、できる限り資料や人びとの語りをまじえて考察することである²⁾。

1. 戦後の子どもをめぐる状況と児童福祉政策

1945年8月に第二次世界大戦が終結し、日本国民の生活は窮乏をきわめた。戦争の大きな犠牲となった子どもたちの当時の問題といえば、浮浪児問題である。浮浪児とは、戦災で両親を失った孤児、引揚孤児、戦没軍属の孤児等をさすが、このような子どもたちのなかには、物乞いをしたり、金品を窃取するなどの不良行為をするものも多かったので、緊急な対策が求められた。ちなみに、1946年6月の調査では、緊急に保護を必要とすると認められた孤児の数は全国で約1万2,700人と推計されている³⁾。当時の孤児の様子を描写したもののなかに、「1946年 戦災孤児の稼ぎは新聞売り、モク拾い、靴磨き。列車の座席取り、急行券を買い占めてプレミアをつけて売る、スリも人

気稼業」とある⁴⁾。

政府は、1945年9月に、次官会議において「戦災孤児等保護対策要綱」を決定し、戦災孤児を個人家庭への保護委託、養子縁組、施設収容によって保護することが決められた。その後、1946年4月には、厚生省社会局長通知「浮浪児その他児童保護等の応急措置実施に関する件」によって、児童保護担当職員による巡回や児童保護相談所の設置、浮浪児の保護指導や施設収容などの措置がとられた。さらに、同年9月には、厚生次官名の「主要地方浮浪児等保護要綱」により、東京など七大都市に児童保護委員会が組織され、一時保護所や児童鑑別所なども設けられて対策が強化された。しかし、このような措置が講じられても施設を抜け出す児童が後を絶たないため、いわゆる「浮浪児狩り」という強制措置も行われたが、抜本的な解決はきわめて困難な状況であった⁵⁾。

以上のように、戦後の児童保護は、浮浪児対策に始まったが、当時の18歳未満の孤児の数は、1948年2月の調査によると、全国で12万3,504人であった。当時の経済的困窮や社会秩序の混乱から「不良児童」が著しく増加し、衛生環境の劣悪さや妊産婦、乳幼児の栄養不足から乳児死亡率も高かった。このような状況から児童保護問題の根本的な解決は、政府の重要課題であった⁶⁾。1946年11月に新憲法が制定、公布され、翌1947年5月に施行される。新憲法第25条に明記された国民の生存権、国の保障義務と、その制定の基礎となった福祉国家建設の理想がその後の児童福祉行政の基となる。このような状況のなかで、浮浪児対策のみならず、積極的な児童福祉行政を展開する必要性を感じた厚生省は、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ。以下「GHQ」と記す）に働きかけをおこなった。その結果、1945年10月GHQ公衆衛生福祉局の覚書「監督保護ヲ要スル児童ノ件」のなかで担当局の必要性を指摘され、翌1947年3月に児童局が厚生省に設置されることになる。

児童局の設置に先立って、戦前からの児童虐待防止法や少年教護法などの児童対策立法の改編を意図した「児童保護法案要綱」が出され、1946年12月厚生大臣は当時の中央社会事業委員会に諮問した。委員会での議論ののち、保護のみならず福祉を助長することや、一般児童をも対象とすることが答申として出され、さらに法案を練り直した後に、翌1947年12月児童福祉法が制定された⁷⁾。

2. 食糧不足と学校給食の開始

戦後の食糧不足はどのように人びとを襲っていたのか。資料によれば、1945年10月の東京・上野駅における餓死者は1日平均2.5人で、11月の数字では、8月以降の餓死者は京都300人、大阪196人、名古屋72人であったという⁸⁾。また、1945年の新聞記事によると、日本の大都市ではひと月に餓死者が数十人、上野公園では1日に6人が飢えて死んでいたという記録がある⁹⁾。

子どもの「食」の状況はどうだったのか、確認しよう。1946年5月に実施された国民学校児童を対象とした調査の結果は、3食米飯の子は1.8%、2食の子が12.8%、1食の子が42.5%、ゼロの子が42.9%であった¹⁰⁾。同時期の東京都内の国民学校に通う子ども450名の弁当調査の記録では、「普通食」が229人（51%）、残りの子どものうち113人はおじやかおかゆ、99人は代用食（さつ

まいも)、1食抜き(欠食)の子どもが9人だったという。当時の米や麦の配給は都内で1ヵ月に2～3日分だけで、あとは代用食であった¹¹⁾。

このような状況のなかで、子どもたちへの給食が始まることになる。二至村菁の著作から、学校給食の開始までの経緯をみていこう。

1946年5月、元アメリカ大統領のハーバート・フーバーが来日した。春からトルーマン大統領の特命を受けてアジアの食糧事情を視察していたのである。それまでに、新聞報道によって日本の極端な食糧不足と餓死者の存在は知られていた。しかし、同じように敗戦国であったドイツでは餓死者が出ていないのに、占領下の日本でだけ餓死者が出れば、マッカーサー率いるGHQの不名誉になる。当時のGHQ公衆衛生福祉局長で軍医であったサムス大佐(のちに、准将)は、日本の食糧問題担当の責任者のひとりとしてその対策に苦慮していた。

それ以前の1945年12月、GHQは厚生省に、緊急食糧対策の資料にするために、一般住民の栄養調査を実施すべき指令を出した¹²⁾。初めに、1945年12月に東京都内の調査がおこなわれ、翌1946年から対象を拡大して年4回(2・5・8・11月)に連続3日間実施されていた。

フーバーは、マッカーサーに食糧の緊急輸入をすすめ、学校給食も進言したという。彼は、マッカーサーを自身の後継大統領候補として応援しており、飢えた子どもたちに人道支援をすることがアメリカで報道されれば、マッカーサーの名声をいっそう揚げることに繋がると期待していた。当時は、米軍による占領が始まってから1年目で、東京では食糧不足からいつ暴動がおこってもおかしくない状況だった。GHQによる学校給食を始めることの表向きの理由は、「食糧不足でいちばん苦しむのは社会の弱者である。なかでも子どもは一生とりかえしのつかない深刻な影響を受ける。だからこそ給食が必要」というものだった。医師であるサムスがこのように考えたことは事実だとしても、いっぽうの本音の部分は、子どもに食事をとらせれば、親たちの不穏な気持ちをしずめることができるというものだった。「民心宣撫のてだてとして学校給食は must」だというのである¹³⁾。

それでは、食糧はどう調達するのか。当時は、第二次世界大戦が終結してから1年が経過したところで、アメリカ以外の世界全体で食糧が不足していた。アメリカは国際的な無償食糧援助をしていたが、それらはほとんどヨーロッパか日本以外のアジア諸国に送られていた。そのため、食糧は国内で調達するほかに、学校給食の話し合いは難航した。日本の官僚たちは、主旨に賛成はするが実施は無理だ、と言った。農林省は、おとなにさえ食糧がいきわたっていないのに子どものために食糧を調達できないと述べた。文部省は、空腹で疲れ果てている教師が給食の世話までできないといい、大蔵省は予算がまったくなく、と答えた。サムスは、米軍の食糧を立て替えるという提案をし、脱脂粉乳をアメリカから半額で取り寄せると言った。それでも納得しない官僚たちに、サムスは再度提案をした。1年半前に占領軍が上陸したときに日本軍物資を差し押さえたが、そのなかには肉や魚の缶詰があったので、もしかしたら使えるかもしれない。そして「ララ」もある。最初のララ物資はまだ日本に着いていないが、もし間に合えばそこから脱脂粉乳や小麦粉が得られるかもしれない。これは善意の救援物資で無償だから調べてほしい。このように述べたうえで、さらに、

アメリカから米の代わりにする代替穀物を輸入することを保証した。GHQの大幅な譲歩のうえで、学校給食が開始されることが決定したのである¹⁴⁾。

1946年11月、日本政府は「学校給食実施の普及、奨励について」の次官通達を出し、全国の児童を対象にした学校給食の方針を正式に決定した。12月には、都内の国民学校で小さくきざまれた大根、人参、鮭の身、マカロニの入ったクリームスープ（脱脂粉乳を溶かした）が配られたという¹⁵⁾。

3. 当時の保育所の状況

戦後の保育所は、どういう状況だったのだろうか。1944年に2,184カ所あった常設の託児所は、1946年には863カ所と大きく減少していた。そのおもな理由は、戦災による焼失と終戦による「戦時託児所」の閉鎖である。戦後制定された旧生活保護法の第6条は、「保護施設」を「この法律による保護を目的とする施設又はこの法律による保護を受ける者の援護のために必要な施設」と規定したが、託児所は「援護のために必要な施設」のなかの一つとして「生活保護法施行規則」（1946年9月）により「託児事業」として位置づけられた。その後、1947年12月に制定された児童福祉法により、託児所は「保育所」となって児童福祉施設の1種として新たに位置づけられたのである¹⁶⁾。

1948年2月当時、保育所数は1,787カ所、入所児童数は15万8,904人であった。その後いわゆるベビーブームの到来もあり、昭和20年代後半には、保育所は年間の増加数が1,400カ所を上回るほど急激に増加することになる。以後、昭和20年代は、保育所制度の基礎固めが行われた時期と位置づけられる。以下、主要なものをあげていこう¹⁷⁾。

1948年12月「児童福祉施設最低基準」が制定された。

1950年 児童福祉措置費の国庫負担制度が地方財政平衡交付金制度へ切り換え。地方自治体の保育予算に格差→1953年児童福祉措置費の平衡交付金への組み入れは廃止された。

その他のおもな保育対策は、以下のとおりである。

- ① 1949年5月「保育所給食実施要綱」保育所で給食を実施するようになった。
- ② 1950年『保育所運営要領』、1952年『保育指針』、1954年『保育の理論と実際』を、それぞれ児童局編集で出版し、保育所運営の指標や保育の理論、指導方法のあり方を示した。
- ③ 1953年2月 保母数の不足に対する特例的暫定措置として、「代用保母」を置くことができるとする省令を公布・施行した。
- ④ 1953年12月 保育所の認可について厚生省に内議する都道府県に児童局長名で通知した。
- ⑤ 1954年 地域の児童委員等の意見を聞いて各家庭のミーンズテスト（資産調査）を行い、それに基づく保育料の徴収基準を設定した。

これらの対策を通じて、1954年末には、保育所数は7,693カ所、入所児童数は62万5,383人となった。

4. 援助物資について

戦後まもなくの日本の子どもたちの食生活は、多くの救援物資によって支えられた。なかでも、GHQ 主導による学校給食の再開は第2節でみたとおりである。それでは、保育所に通う子どもたちの食事はどうだろうか。前節の保育政策の推移でみたように、1949年5月に「保育所給食実施要綱」が出され、保育所で給食が実施されるようになった。給食実施にあたり、食材のかなりの部分は救援物資の提供を受けることになる。本節では、救援物資の状況を、特に保育所に提供された脱脂粉乳を中心にみてゆきたい。

GHQ の日本に対する救済対策は、原則として「日本の苦境は日本国自らの行為の責任である」というものであったが、プレ・ガリオアやガリオア（GARIOA : Government and Relief in Occupied Area）の範囲内で占領目的遂行のため行うことが可能であった。

厚生省児童局『児童福祉事業の概況（昭和二十七年五月）』を見てみよう。「第一部 児童福祉事業の進展」のうちの「三、厚生省児童局の活動」のなかで、「二、事業の実施」の10項目のうち、「10 ユニセフ、ララの援助物資の適正配分に努力し、共同募金運動について、児童福祉の面から協力している。」とある¹⁸⁾。

そして、具体的な救援物資の説明は、「第三部 実施している事業」の「五、海外関係」に出てくる。そこでは、「(一) 各種の海外物資」として、(イ)「ララ」物資、(ロ)「ユニセフ」物資、(ハ)アメリカ政府の救援物資、(ニ)「ケア」物資、の4つが記載されている。

「五、海外関係」の記述をみよう。「日本の児童福祉事業は過去において、広い意味に於て海外諸国の精神的影響を受けたことは少くなかつたし、またキリスト教関係施設では、部分的に物質的援助を蒙った場合もあった。然し、今次の太平洋戦争は我国の児童福祉事業に大きい転機をもたらしたものであって、その中には連合軍司令部及び国際連合関係機関より受けた指導的影響と物質的援助があり、それがこの転機を可能にした大きな裏づけであつたことも忘れるわけにはゆかない。」(原文のまま)そして、つづく「(一) 各種の海外物資」では、「戦後の窮乏した日本国民に対し、「ララ」「ユニセフ」「ケア」及び、アメリカ政府から国境を越え、人種の差別を越えて救済の手をさしのべられた事実は、当時の食糧や衣料の欠乏に苦痛を嘗めた我々としては誠に感謝に耐えない所である。」(原文のまま)としている¹⁹⁾。

(イ)「ララ」物資

「ララ (LARA)」とは、前述したように、「アジア救援公認団体 (Licensed Agencies for Relief in Asia)」の頭文字をとった略称である。戦後アジアの混乱と緊急支援の必要性に対して、アメリカの宗教団体を中心に形成された海外事業運営篤志団アメリカ協議会 (American Council Voluntary Agencies Work Abroad) が日本・朝鮮及び沖縄の救援事業を行うために特別委員会を1946年4月に設置したのである。

ララ救援物資を満載した第1船のハワード・スタンベリー号が、1946年11月30日に横浜港に着いてから、アメリカのララ本部は、1952年6月までのおよそ5年半の間に合計458隻の輸送船

を日本に送った。ララ救援物資の受け入れ総計重量は、3347万7122ポンドであった²⁰⁾。厚生省の資料によれば、1946年11月から1952年3月までに送られた物資は当時の邦価にして総額約400億円以上であったという。

厚生省の統計による1946年11月から1952年3月までの受領物資の内訳は、以下のとおりである²¹⁾。(小数点以下は四捨五入)

食糧(ミルク類、穀類、缶詰類、油類、乾果物類、シロップ類、その他)12,145トン、衣料(洋服類、下着類、寝具毛布類、その他)2,930トン、医薬品(ビタミン剤、ズルノオン剤、救急薬、医療器具類その他)63トン、原皮(純毛、綿製品その他)157トン、綿222トン、靴(男女児用靴、スリッパその他)325トン、石鹼(浴用、洗濯、薬用その他)179トン、その他(玩具、文房具、帽子、ハンドバッグ、革製品その他)186トン、山羊(ザーネン、スビアン、アルバイン、トッゲンの各種)2,036頭、乳牛45頭、合計16,208トン²²⁾。

「配分状況」をみると、「収容施設」「保育所」「国立病院及び療養所」「学校関係」「癩療養所」「災害」「開拓村他一般生活困窮者」「その他特別配分」と項目が分かれている。「保育所」の欄を追ってみると、「食糧」21,099,901封度(ポンド)、「衣料」57梱、「原反」101,250ヤード、「靴」14,690足、「石けん」10,463封度(ポンド)、「鉛筆」29,148本とある。「食糧」全体が2,406,634,657ポンドであるから、保育所に分配された21,099,901ポンドは食糧全体のおよそ0.9パーセントにあたる²³⁾。

(ロ)「ユニセフ」物資

1950年8月までに日本に送られた「ユニセフ」物資は、「原綿」1,620梱、「脱脂粉乳」3,184,714封度(ポンド)、「全乳」86,649封度(ポンド)である。それらの配給は、つぎのようにおこなわれた²⁴⁾。

(A) 原綿 1949年から1950年に寄贈された「原綿」は、厚生省が通産省の協力のもとに製品化し、全国困窮家庭のおよそ3歳以上11歳までの児童469,841人に配給した。男児には服上下1組とメリヤス肌着上下1組、女児には服1着とメリヤス肌着上下1組であった。

(B) 脱脂粉乳 「脱脂粉乳」は、4つの段階に分けて配給されている。

① 1949年11月～1年間 全国の60カ所のモデル学校の学童66,210人と全国22都市の保育所62カ所の幼児約7300人に、1人1日50gを基準量として、これに日本政府特配物資を加えて1人1日500カロリーの給食を実施した。

② 1950年4月下旬～ 結核療養所、癩療養所、指定児童福祉施設、国立少年院など10種の1,217施設の満18歳未満の入所児童と指定保健所127カ所を通じて指導を受けている在宅結核児童のなかで生活に困窮して保護を要する児童約84,500人に対して1人1日50gの基準で1年間配給給食を実施した。

③ 1950年8月の茨城県、宮城県の風水害の際、被害家庭約12,100人に対して応急救護用として1,100ポンドを特別配給した。

④ 1951年3月～ 約1年の計画で、1951年4月までに寄贈された3,005,619ポンドを第二次分として、小児結核保養所、養護施設、保育所、教護院約1,000カ所に入所中の児童約100,000人に

対し、1人1日50gの基準で1年間配給給食を実施中である。

(C) 全粉乳 1949年11月～ 約10カ月間の計画で、1949年10月に寄贈された86,649ポンドを、東京都他17道府県のユニセフ指定保健所担当区域内における困窮家庭の1歳未満の乳児（人工栄養児および混合栄養児を主とする）約2,250人を対象として配給した。

(ハ) アメリカ政府の救援物資

アメリカ政府およびGHQにより、保育所における幼児の給食のため、1949年3月以降、脱脂粉乳を輸入、または寄贈を受けた²⁵⁾。

第1回 1949年6月 370,000kg（輸入分） 第2回 1950年3月 560,000（寄贈分）
第3回 1950年8月 402,100（寄贈分） 第4回 1950年11月 819,000（寄贈分）
第5回 1951年8月 647,700（寄贈分）

「脱脂粉乳の給食標準量は、幼児1人1日 240カロリー 蛋白質15gであって、これに脂肪、カルシウム、鉄分、ビタミン等を適量加えて給食している。」そのため、全国の保育所において、
第1回 198,000人の児童が3カ月 第2回 224,000人の児童が4カ月
第3回 242,000人の児童が3カ月 第4回 247,000人の児童が6カ月
第5回 294,000人の児童が3カ月の給食を受けた。

「尚、学校における一般児童に対する給食については、1946年12月以降莫大な物を受領しているのであって、現在、副食の給食を行っている学校数は1万1,000校、受けている児童数730万人であり、完全給食を行っている学校は1,300校で、受領児童数140万人に上っている。」とある²⁶⁾。

(ニ) 「ケア」物資

「ケア (CARE) : Cooperative for American Remittances to Europe, 1952年にCooperative for American Relief Everywhereと改称」とは、1945年に戦後のヨーロッパを救済するために、アメリカで設立されたNGOである²⁷⁾。ヨーロッパ以外では、1948年にはじめて日本に事務所を開設して救援活動を始めた。厚生省の記録では、つぎのように記されている。「「ケア」物資は、アメリカの篤志家から日本の個人に送られる救援物資で、この配給については、政府は直接関係していないが、1947年11月から1952年3月に至る期間において左記の種類及び数量の物品を受領している。」²⁸⁾

「食糧」72,228個(577,379ドル)、「洋服地(毛織地)」26,174個(270,740ドル)、「毛布」16,748個(144,059ドル)、「毛糸」23,860個(263,604ドル)、「木綿織物」20,496個(123,132ドル)「クリスマス食糧」1,500個(22,500ドル)、「乳児食糧」3,080個(30,800ドル)、「下着類」4,990個(49,400ドル)で、計1,481,614ドル(533,381,040円)当時の日本円でおおよそ5億3000万円ということになる。

5. 「ララ物資」とはどのようなものだったのか

前節でみてきたように、戦後の日本には多くの救援物資が送られてきた。アメリカ政府からの

物資を除けば、当時の邦貨で、ララ物資 39 億円（およそ 5 年半の間）、ユニセフ物資 65 億円（およそ 15 年間）、ケア物資 5 億 3000 万円（およそ 4 年半の間）という膨大な額の支援を受けたことになる²⁹⁾。総受領金額（見積もり、換算）はユニセフ物資より少ないかもしれないが、ララ物資は、関わった団体数や人員などの規模や、受領した団体・人数からいって群を抜いている。本節では、「ララ物資」に焦点をあてていくが、筆者が参照できた文献としては、多々良紀夫の労作『救援物資は太平洋をこえて一戦後日本とララの活動』（1999）と貴重な資料を収集した厚生省『ララ記念誌』（1952。復刻版は 1996）がある。この 2 つの書物を参照しながら、ララ物資が、（1）

ララ物資と関連事項 年表		
1945 年	8 月	敗戦
1946 年	4 月	ララ設立
	6 月	ララ代表厚生省へ
	11 月	日本国憲法制定・公布 ララ物資第 1 船横浜港へ到着
1947 年	12 月	戦後の学校給食スタート ユニセフ設立
	12 月	児童福祉法制定
1949 年	5 月	「保育所給食実施要綱」 保育所で給食出される
	11 月	ユニセフ脱脂粉乳配給開始
1952 年	6 月	ララ救援活動終了
1954 年	6 月	学校給食法成立
1964 年		ユニセフ配給終了

いつ—「ララ」の時期、（2）誰が—ララの構成団体、（3）どのように—「ララ」の運営方法、（4）何を—物資の中身、（5）誰に—配給を受けた人びと、送ったのかという諸点について要約し、特徴をまとめてみることにしよう。

（1）いつ—「ララ」の時期

「ララ」は、1946 年 4 月に正式に結成され、1946 年 11 月から 1952 年 6 月までのおよそ 5 年半にわたり、日本に物資を送った³⁰⁾。

（2）誰が—ララの構成団体

前述したように、アメリカの宗教団体と奉仕団体など 13 団体によって結成された³¹⁾。飯野正子は、「ララ救援物資」のおよそ 20 パーセントが、アメリカ、カナダといった北米だけでなくメキシコ、ブラジル、アルゼンチンなどに居住する邦人と日系人によって集められたことに注目する。彼ら在留邦人や日系人は、敗戦後の日本のための救援活動に参加することで、日本との絆を再認識したというのである³²⁾。

（3）どのように—「ララ」の運営方法

日本では、厚生省社会局が、スキヤップ（GHQ）の公衆衛生・社会福祉部の監督のもとに配給業務をおこなった。「ララ救援物資中央委員会」は、バット博士（教会世界奉仕団）、ローズ女史（米国フレンド奉仕団）、フェルセッカー神父（米国カトリック戦時救済奉仕団。1947 年 11 月までは、マクロップ神父）のララ 3 代表を含む 8 名のララ側の代表と日本側の中央委員 32 名（社会事業家や国際事情に詳しい実務家、厚生省役人を含む）とで構成され、割当・配分の方針や計画立案、社会事情や施設の実情の調査、輸送の具体案作成、海外からの物資の受領・配分に関する厚生省との協力、ララ代表を通じての在米寄贈団体への報告書提出、在米寄贈団体への日本の実情や感謝を伝えて救援促進を依頼するなどの任務を担った。配給は、SCAPIN2054「ララ援助物資の受領並配分に関する覚書」に基づいて行われたが、「ララ寄贈者の意を体して、之を末端に万遺憾なく配給す

るためには、万全の受入態勢を整え、規則や手続を定め、関係者一同自粛自戒して、ひたすら効果のあがるよう努力したのであったが、このためには、主務省である厚生省と、実施部隊としての都道府県当局との、水も漏らさぬ連絡と協力が極めて大切である」と厚生省は慎重を期して、実施に臨んだ³³⁾。また、その際のモットーは、配分を「公平・効果的・迅速」におこなうことであった³⁴⁾。

(4) 何を—物資の中身

ララ救援物資には、多種多様な品物がはいっていたが、多々良紀夫の整理によれば、ララ第1船から第3船までに積み込まれた物資の内訳は以下のとおりである。米粉、乾燥スープ、練り粉、塩、粉全乳、各種缶詰、ビタミン剤、古着、多目的食料、キャンディー、脱脂粉乳、干しジャガイモ、乾燥モモ、石鹸、砂糖、朝食用穀物、小麦粉、米、医療器具、乾豆、クリスマス用品、ローソク、である。食料、衣類、医薬品、雑貨がおもな品種であった³⁵⁾。また、多々良の分析による受領総量の内訳のうち、もっとも多いのが食糧(75.3%)、2番目が衣料品(17.5%)、3番目が靴(2.0%)である。そして、この3種類を合わせると全体の94.8%になったという³⁶⁾。これは重量による比較なので、たとえば同量の石鹸と医薬品が同等の効果をもたらすといたったわけではないものの、生活に必要な、なかでも生存に不可欠な食糧と衣料が大半を占めていたことに注目したい。

(5) 誰に—配給を受けた人びと

厚生省は、救援物資が「闇市場」に流れる危険を少なくするために、ほとんどの物資を社会福祉施設関係に分配・配給したので、受領者の多くは13歳以下の子どもであった。また、戦争被害者の数にもとづいて、日本の都道府県を、多い順に「グループA」から「グループD」までの4つに分けた。たとえば、「グループA」は、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、長崎県である³⁷⁾。一番最初の物資割り当ては、グループAに属する都府県のなかから選ばれた福祉施設に配給され、食糧を中心に、衣料・医薬品・靴、その他の物資もだいたい以下のよう配分された³⁸⁾。

① 1946年暮れ～1947年6月ごろ

「初めの間は、今後いくら来るか、いつまで続くかがはっきりしないので、一番困った部類の人に分ける」…棄子その他の乳児院、孤児・浮浪児などの児童施設、結核・癩病などの施療施設、身寄りのない老人ホームに配給

② 1947年後半期以後

「物資の到来が次第に多くなったので」…保育所、国立病院および国立療養所、盲聾哑学校、学校給食に配給

③ 1947年暮ごろ～

「次第にララの精神が一般に徹底して、必ずしも施設だけに限らず一般人に分けても要領よく指示さえすれば不正な流用などはしない自信がついたので」一般生活困窮者、在宅結核療養者、ミルクステーション(母乳不足者への配給所)に配給。さらに、「ララ救援物資は生活困窮者へと云う建前ではあるが、将来大いに伸びる可能性のある大学高等学校などの在学生の中で比較的必要度の多

い方面にその範囲を拡張して」夜間高等学校、大学寄宿会、呼吸器虚弱学生に配給した。

④ 1948 年後半期以後は、

引揚者、戦災者、母子寮及びその他の未亡人、開拓者、一般生活困窮者にまで配分の範囲を拡大した。

さらに、災害の罹災者に対しては、災害の報が入るとすぐに大量の食糧・衣類・毛布・薬品等を他の救済機関に先駆けて送り届けたと記されている。

ララ物資が送られたころの厚生省社会局長である葛西嘉資の「ララの思い出」には、このように記されている。「昭和 21 年 6 月 21 日、芝白金の厚生省の仮庁舎の社会局長室に、ララ代表のローズ女史とマキロップ神父の二人が、ララのありがたい吉報を持って訪ねてくださったときの感激は非常なもので、当時の光景は今なおはっきりと私の眼前に浮かぶ。…（略）…ララ物資は初めは食糧が主で闇市などで調達術もなかった社会福祉施設に配分されたので、正に文字どおり旱天の慈雨で、もしララがなかったと考えると、今でも肌に粟を生ずる思いがする。…（略）…」³⁹⁾

6. 救援物資の記憶

戦後昭和 20 年代から 30 年代に保育所において保母として働いていた人たちの話から、救援物資に関係のあるものを拾ってみよう。（ここでは、当時のイメージをつかみやすくするため、元号を使用する）

①東北地方の A さん（昭和 30 年から保育所保母）

（昭和 30 年代前半）ダップン（脱脂粉乳）がくるんですよ、こんなに大きな缶で。あわせて、チーズがきたんですが、いまのようなものではないので、臭くて…。まるでウンチの腐ったようなおいで、食べれませんでした、全然。食べないで棄てたの。それと、脱脂粉乳をいかにして食べるかと…。キビ粉（とうもろこしの粉）やフスマ粉もきたんですよ。いろいろと別のものが。まったく食べられたもんじゃなかったです。おいしくするのにどうするかっていうの、研究したもんです。そして、後では、フスマ粉をパン屋さんに持って行って、地元の小麦粉を混ぜてもらって、パンを焼いてもらいました。コッペパンにしたんですよ。そして、脱脂粉乳でクリームを作ったんです⁴⁰⁾。

②信越地方の B さん（昭和 34 年～39 年まで、保育所保母）

（昭和 30 年代半ば～後半）脱脂粉乳は、ガソリンとかが入ってるようなドラム缶で来てたんですよ。「ララ物資」という名前のような気がするんですけど、わたしが行ったときにはもうあったもんですから…。缶といっても、上と下は缶だけど、まわりは段ボールみたいなドラム缶なんですよ。だから長く置いておくと湿気ちゃって。1 回ふたを取っちゃうと使わなきゃいけないので、書類上はカレーにも入れたことにして…。実際はその 3 分の 1 ぐらいしか使ってないですけど、書類上はその 3 倍ぐらいを使ったことにするんです。そうすると、残るでしょう。監査のときには隠さなきゃならない。昔の暖房は石炭ストーブですから、焚きつけるために杉の葉をたくさん集めていた

んですよ。その杉の葉に全部段ボールを隠したりとか、ドラム缶を隠したりとか、苦労しました。

あとチーズが来ていたんですよ。このくらい大きな缶で6缶入っている箱がいくつも来るんです。でも、使い方がわからないのでいろんなお料理に入れたりしたんですけど…。子どもたちは、チーズのにおいだけで、ダメでした。今のチーズとまったく違って色はゴータチーズのようですけど、においは強烈だったんです。子どもたちには、「これはアメリカのガムだよ」と言って、小さく切ってお皿に出したりしましたけどね。それでも、子どもたちは嫌がって食べませんでしたけどね。チーズのくさいのは、どうしたんでしょうね。みんなやっぱり監査のときには隠してたけど。わたしもあのとき初めてチーズというのに遭ったんですけど、本当に食べるのが大変でした、全然食べれなかった…⁴¹⁾。

③近畿地方のCさん（昭和29年から保育所保母）

（昭和23年ごろ）わたしが高校生の頃、おじが経営していた保育園にララ物資がきていたんですよ。「ララ物資というのは、いただく物やから、子どもたちみんなに配らなきゃ」と、おじが（倉庫に）鍵をかけていたんですよ。泥棒にとられるというんではないけれど、見たらみんながさわるでしょ。「みんなに配らなあかんやつだから、勝手にさわったらいかん」って、いつも言われてました。ちっちゃな缶詰が箱に入って、たくさんきてた。なんかつぶしたべちゃべちゃのでしたよ。レバーペーストみたいな。ペースト状の肉でした。離乳食みたいのですよ、子ども用だから。子どもたちにその缶を開けて、スプーンで食べさせてましたよ。1週間に1回あげられる分しかないんですよ。そのころは、子どもがもってくるお弁当もいいものがないから、そういうの配ってましたね。脱脂粉乳も、しばらくきてましたよ。脱脂粉乳は、わたしが保母になってからもきてました⁴²⁾。

④中国地方のDさん（戦前から保育所保母）

（昭和20年代前半）アメリカの戦後政策として保育所に力を入れてきたので裏物資をくれた。加配米もあったが、脱脂粉乳やチーズ、衣料があった。チーズがきたので、昼食として子どもに出したが、臭いゆうてよう食べん。それで、みな捨てた。

脱脂粉乳は今のと違って、子どもが飲むと皆下痢をした。それでも形を変えてはいけんゆうし、パン屋へ持って行くと100グラムで50グラムのパンしかくれなんだ。これがばれて、デッソーがこれらを調べとった⁴³⁾。

①、②と④は、多少時期が異なるインタビューや記念誌からの抜粋であるが、居住地域や対象となる時期が異なるものの、3人とも異口同音、同じことを話しているのが印象的である。当時馴染みのないチーズはにおいが強くて食べられなかったこと、大量に配給される脱脂粉乳の使い道に苦労して工夫をこらしたこと、監査の際には保管や処分に困ったことなどである。③のCさんからは、当時の保育所での「ララ物資」の扱われ方や脱脂粉乳以外の食品の配給の様子が語られた。AさんとBさんは、配給された脱脂粉乳やチーズが「ララ物資」ではなかったかと言っているが、昭

和 30 年代の保育所のことであるから、すでにララ物資の配給は終わっていたとみるのが正しいだろう。おそらくは、ユニセフなどによる配給だと思われるが、それ以前のララ物資の配給状況や当時の報道などから、ララ物資であったと思い込んだと考えられる。このように、救援物資は大きく分けても数種類あったが、人びとの間では、その響きのよさからか「ララ（物資）」として記憶されている。

おわりに―「ララ」が残したもの

「ララ物資」を代表とする戦後の救援物資は、何をもたらしたのだろうか。いうまでもなく、救援物資は、当時の日本において必要であるにも関わらず、極端に不足していた子どもの成長に欠かせない食糧（栄養）を供給した。つまり、子どもの生存を保障した。それは、戦後の児童福祉の出発点における必要不可欠な援助であった。しかし、いっぽうで、食の安全性の面からみれば、救援物資はかならずしもプラスの側面だけでなく、食中毒事件に関与するというマイナス面も知られている。たとえば、1949 年 10 月に東京で発生した輸入脱脂粉乳による食中毒は 4,000 人にのぼる中毒患者が報告され、その後 1952 年までに、秋田、山形、千葉、長野、新潟、広島、大分など全国各地の給食施設などで提供された脱脂粉乳による食中毒が多発した⁴⁴⁾。これらの食中毒の原因となった脱脂粉乳の変質や変敗がどの時点で発生したかはわからないが、このことは当時の衛生事情を考慮したとしても大きな問題であるといえる。つぎに、物資分配のシステムに注目するならば、配給が GHQ の監督の下に、きわめて組織的、かつ迅速に、公正におこなわれたことも特筆に値する。ララの要求によるものとはいえ、優秀な厚生官僚たちは自らの誇りをかけて、業務にあたったことだろう。同じように救済を受けた他の国々と比べて、日本はスムーズにかつ確実に物資が必要とする人びとにゆきわたったと記録は告げている。そして、物資を送った人びとについて。ララの活動へとアメリカ人を向かわせたものは、彼らの信仰心や戦争被害者への贖罪の気持ち、ボランティア精神などであったと想像される。しかし、多くの在留邦人や日系人が進んで活動に参加したという事実が意味するものは、遠く離れた同胞への励ましのみならず、他者支援という行為をとおしての自分自身に対する生の鼓舞であったに違いない。このように、「ララ」は、多くの日本人にとって戦後から一步を踏み出すきっかけになり、そして現在へとつながる記憶となって残った⁴⁵⁾。

註

- 1) 多々良紀夫『救援物資は太平洋をこえて―戦後日本とララの活動』保健福祉広報協会、1999、pp. 1 - 21。厚生省の記録には、1946 年 6 月にララが結成されたと記されているが、日本の代表者が厚生省を訪問した日をさしているものと思われる。厚生省『ララ記念誌』全国社会福祉協議会、1996（1952 年刊行の『ララ記念誌』の復刻版）pp.19 - 25。および、厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史（記述篇）』中央法規出版、1988、p.805
- 2) 本論文のなかには、現代においては必ずしも適切ではない用語や言いまわしが含まれているが、歴史的資料として引用・参照したものは、当時の社会状況を表している側面もあるので、資料や統計に出ている表記をあえてそのまま用いることにした。

- 3) 厚生省五十年史編集委員会、前掲書、p.779
- 4) 下川耿史編『近代子ども史年表 1926 - 2000 昭和・平成編』河出書房新社、2002、p.140
- 5) 終戦後5年間で、戦災浮浪児、孤児、非行児など18歳未満の要保護児童の数は40万人を超えていたという。金子光一『社会福祉のあゆみ—社会福祉思想の軌跡—』有斐閣、2005、p.226
- 6) 厚生省五十年史編集委員会、前掲書、p.780
- 7) 高澤武司、「15 敗戦と戦後社会福祉の成立」右田紀久恵他編『社会福祉の歴史—政策と運動の展開—〔新版〕』有斐閣、2001、p.308。および、厚生省五十年史編集委員会、前掲書、pp.781 - 782。その後、1951年5月に児童憲章が制定される。児童福祉の理念は1947年に制定された児童福祉法で打ち出されていたが、児童憲章は、その理念を再認識する役割を果たすことになる。
- 8) 下川耿史編、前掲書、p.132
- 9) 二至村菁『日本人の生命を守った男—GHQ サムス准将の闘い』講談社、2002、p.72
- 10) 下川耿史編、前掲書、p.138
- 11) 天野正子「Ⅲ - 3 おやつ」天野正子他『モノと子どもの戦後史』吉川弘文館、2007、p.204
- 12) 厚生省五十年史編集委員会、前掲書、p.720
- 13) 二至村菁、前掲書、pp.72 - 77
- 14) 二至村菁、前掲書、pp.77 - 87。緊急援護体制における日本政府の無為無策に対して占領軍が警戒・牽制していたことや、サムス大佐が記者会見において日本政府の政策的サボタージュを批判していたことが研究者からも指摘されている。高澤武司、前掲書、p.298を参照。
- 15) 石谷二郎「Ⅳ - 3 学校給食」天野正子他 前掲書、p.268。別の資料には、このように記されている。「1947年1月20日 小学校（国民学校）でララ物資による給食が再開される。副食のみで、全国の主要都市の学童300万人に週2回。東京・永田町国民学校の当日のメニューはマカロニと缶詰のサケを脱脂粉乳で煮込んだスープ。主食は各自持参だったが、手ぶらの子が多かった。」下川耿史編、前掲書、p.142。（ ）は引用者。
- 16) 厚生省五十年史編集委員会、前掲書 p.785
- 17) 厚生省五十年史編集委員会、前掲書、pp.785 - 787
- 18) 厚生省児童局『児童福祉事業の概況（昭和二十七年五月）』1952、p.3
- 19) 厚生省児童局、前掲書、p.47
- 20) 多々良紀夫、前掲書、p.74。ハワード・スタンベリー号が積んできた荷物は、大型トラックに満載しておよそ100台分に相当した。厚生省、前掲書、p.65
- 21) 厚生省児童局、前掲書、pp.47 - 48
- 22) 1ポンドは、およそ453.6グラムである。
- 23) 厚生省児童局、前掲書、p.48
- 24) 厚生省児童局、前掲書、pp.48 - 49
- 25) 厚生省児童局、前掲書、pp.49 - 50
- 26) 厚生省児童局、前掲書、p.50
- 27) 山本正編著、『戦後日米関係とフィランソロピー』ミネルヴァ書房、2008、p.11 および p.220
- 28) 厚生省児童局、前掲書、p.50
- 29) ケア物資の総受領金額（見積み）については、厚生省児童局、前掲書、pp.47 - 50。ララ物資は、総額1092万1015.24ドルであり、1ドルを360円とすると約39億円になる。本稿p.24で述べたような厚生省のいう「400億円」は当時の円の実勢金額であり、間違いとは言えないだろうと多々良は言う。多々良紀夫、前掲書、p.77。ユニセフ物資については、ユニセフHPより引用。URL <http://www.unicef.or.jp/>
- 30) 厚生省、前掲書、pp.67 - 74
- 31) 多々良紀夫、前掲書、pp.1 - 21。厚生省、前掲書、pp.19 - 25

- 32) 飯野正子「第4章 ララ―救援物資と北米の日系人」レイン・リョウ・ヒラバヤシ他編著『日系人とグローバリゼーション 北米、南米、日本』人文書院、2006、pp.113 - 114
- 33) 厚生省、前掲書、p.95
- 34) 厚生省、前掲書、p.67
- 35) 多々良紀夫、前掲書、pp.84 - 85
- 36) 多々良紀夫、前掲書、pp.86 - 87
- 37) 多々良紀夫、前掲書、pp.170 - 171
- 38) 厚生省、前掲書、pp.77 - 80
- 39) 厚生省五十年史編集委員会、前掲書、pp.807 - 808
- 40) 筆者によるインタビュー。2008年8月21日。
- 41) 筆者によるインタビュー。2007年3月16日。日本保育学会編『戦後の子どもの生活と保育』、相川書房、2009、p.85
- 42) 筆者によるインタビュー。2008年10月11日。
- 43) 広島県保育連盟連合会 35周年記念誌作成委員会『三十五周年記念誌』、1985、p.29。「デッソー」とは、当時GHQから派遣された女性の監査官の名前であるという。
- 44) (財)日本冷凍食品検査協会『改訂4版 輸入食品衛生年表(1945 - 2007) ―輸入食品とその背景―』中央法規出版、2008、pp.4 - 8
- 45) 今回もちいた資料には、沖縄県についての記録はない。今後、沖縄県への戦後の救援状況に関する研究がなされる必要があるだろう。また、救援物資が果たした役割の大きさを考慮するならば、児童福祉の観点からの評価や研究がおこなわれることが望まれる。

参考文献

奥須磨子「ララ物資のはなし―敗戦直後日本人への救援」研究プロジェクト：近代日本の戦争と軍隊、和光大学総合文化研究所年報『東西南北』、2007

謝辞

救援物資の負の側面である輸入食品の食中毒については、東京家政大学の戸正勝教授にご教示いただいた。食品衛生学という他分野からの助言は示唆に富むものであった。教授のご指導に感謝申し上げます。また、文献参照にあたっては、淑徳大学附属図書館千葉図書館ならびに東京家政大学図書館にお世話になった。本稿の執筆は両図書館のご協力によって可能になった。お礼申し上げます。

付記

本研究は、科学研究費補助金の助成を受けて行われたものの一部である。(基盤研究(C)「戦後日本における保育者のライフヒストリーに関する研究」課題番号 20530748 研究代表者：岩崎美智子)